様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和3年10月14日

□中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	佐倉市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakura.lg.jp/0000012553.html

執行機関名　佐倉市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1　第2の項 子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	佐倉市子ども医療費助成事業規則(平成15年佐倉市規則第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この規則は、子どもの医療に要する費用(以下「子ども医療費」という。)を負担する保護者に対し、子ども医療費助成事業(以下「事業」という。)を実施し、医療保険各法に規定する保険給付及び公費負担医療制度による給付が適用される部分以外の保護者の負担となる子ども医療費の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		佐倉市子ども医療費助成事業規則(平成15年佐倉市規則第3号)